

かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱（骨子案）

平成21年4月20日

障 害 福 祉 課

1 策定の趣旨

現在、「神奈川力構想」、「神奈川県障害福祉計画」に基づき、障害者の地域生活支援を進めているが、平成18年7月に策定した「かながわの障害福祉ランドデザイン」の実現に向けた県独自の取り組みや市町村主体の地域生活支援に係る様々な課題解決に向けた新たな支援方策が求められている。

そのため、安心した地域生活が可能となる基盤整備を目的として、神奈川らしい、きめ細やかな障害者地域生活支援施策を構築するため、神奈川県障害者施策推進協議会の下に設置した「神奈川県障害者地域生活支援施策検討小委員会」における検討を踏まえ、「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」を作成し、県民、県議会、市町村などの関係機関に報告するとともに、これをもとに適切な進行管理を行うことで、各プロジェクトの推進を図ることとする。

2 プログラム展開の方向性

障害者のさらなる地域生活基盤整備を目指し、県の役割である広域的・専門的な取り組みとともに、全県的な支援の底上げを図るための市町村地域生活支援方策を、次の視点から推進する。

- (1) 安心して地域で生活できる「すまい」の確保と生活を支える拠点の整備
- (2) 地域生活を支える広域的・専門的な医療・福祉の基盤づくり
- (3) 一人ひとりのニーズに着目した社会参加を促進する基盤整備
- (4) 自分らしい生活の選択を進めるためのしくみづくり
- (5) 障害者の地域生活を支える人材の養成・確保

3 対象期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

計画期間は、障害福祉計画との整合性を図るため、次期障害福祉計画（H24～H26）の最終年度までとする。

4 主な取組みの概要

(1) すまい

ア 居住支援プロジェクト

【現状】

福祉施設に入所している身体・知的障害者は、約5,100人。

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者は、約2,500人（推計）。

現在、親と暮らしている障害者で、自立生活を希望する人もいる。

【主な課題】

障害福祉計画におけるサービス必要量の見込みでは、今後3年間で約1,600人分の新たなグループホーム・ケアホームの確保が必要。

重度の障害者がケアホーム等で暮らすためには医療的ケア等の支援が不可欠。

障害者年金と工賃の収入だけでは、グループホーム等の家賃の負担が困難。

グループホーム等の従事者の資質の確保・向上が必要。

民間アパートへの入居では、保証人の確保や緊急時（24時間）の支援が必要。

障害者のための公営住宅の活用の拡大。

【主な取組みの方向】

障害者の地域生活移行を推進するため、グループホーム・ケアホームの設置・利用促進に取り組むとともに、住宅施策とも連携し、民間アパート等で暮らす障害者に対する支援体制を整備し、地域生活の安定と定着を図る。

医療的ケアなどが必要な人も、ケアホーム等で暮らせるためのしくみづくり

収入の少ない人も、グループホーム等で暮らせるためのしくみづくり

信頼できる世話人などから安心してサポートを受けられるためのしくみづくり

民間アパートに容易に入居でき、緊急時のバックアップを受けられるしくみづくり

障害者が公営住宅により入居しやすくするためのしくみづくり

イ 福祉サービス安心ネット構築プロジェクト

【現状】

医療と福祉とが一体となったりハビリテーションサービスを提供する県の拠点施設として、総合リハビリテーションセンターが昭和48年に開設されたが、この間、センターを取り巻く状況が変化し、新たなニーズも発生している。

精神障害者に対する居宅介護など、対応の難しさが指摘されているサービス提供分野では、介護保険サービスの事業者や身体介護中心の事業者が参入や事業展開に消極的。（平成19年9月のホームヘルプサービスの利用実績の内訳は、身体障害者が67%であるのに対し、精神障害者は12%。）

医療的ケアが必要な障害者などを受け入れる通所事業所や緊急時に利用できる短期入所事業所が少ない。

【主な課題】

障害者が医療や福祉サービスを受けながら地域での生活を送れるような地域支援など、総合リハビリテーションセンターにおける新たなニーズや求められる機能への対応のあり方。

重度の障害者や精神障害者が地域で安心して医療を受けられる環境の確保。

精神障害などの障害特性に応じたノウハウが必要なホームヘルプサービスや、医療（的）ケアなどの専門的な技術が必要なサービスを提供できる人材及び広域的な拠点となる事業所の確保。

【主な取組みの方向】

重症心身障害児者など、医療（的）ケアを必要とする障害者に対応するため、在宅障害者の医療環境の充実に取り組むとともに、障害者の地域生活を支援する福祉サービスがどこの地域でも安心して受けられるよう体制の整備を図る。

総合リハビリテーションセンターにおける地域生活支援の拠点となる専門性の強化

どのような障害がある人も安心して医療が受けられるようにするためのしくみづくり

医療（的）ケアが必要な在宅の重症心身障害児者や、対応に専門性を求められる精神障害者などに適切な支援を提供できる専門人材の養成・確保

障害特性から支援が困難な障害者や、緊急の支援が必要な障害者が、障害保健福祉圏域の中で、いつでも必要なサービスを受けられるための事業所の確保

（２）いきがい

ア 日中活動支援プロジェクト

【現状】

障害者地域作業所は、重度の障害者だけでなく、制度のはざまの障害にある人を柔軟に受け入れるなど、地域社会の中で、重要な役割を果たしてきた。

障害者自立支援法の施行により、障害者地域作業所は、法定内の事業（障害福祉サービス事業所又は地域活動支援センター）へ移行する方向が示された。

現在、県内の障害者地域作業所は291箇所、利用者は約4,800人。（平成20年10月）このうち、政令市・中核市を除く利用者は、約2,400人。

平成18年3月末の468箇所中、すでに法定内事業へ移行した障害者地域作業所は196箇所、移行率は42%。（平成20年10月）このうち、政令市・中核市を除く移行率は、152箇所中16箇所、11%。

特別支援学校（小学部・中学部）の障害児をめぐる状況については、平成14年度の生徒数が2,505人であるのに対し、平成19年度の生徒数は3,291人であり、5年間で約1.3倍に増加している。

障害児の通学については、移動支援のニーズが切実だが、地域によっては十分な支援が行われていない。

障害児の放課後の支援は、障害児がいきいきと暮らすために重要であるとともに、その家族の休息や就労支援を図る上でも必要だが、十分に実施されていない。

【主な課題】

地域活動支援センターに対する県の支援については、市町村や関係団体の意見を踏まえながら、より活用しやすいしくみに改善を図ることが必要。

規模が小さいことなどから、法定内事業への移行が難しい作業所については、その機能と役割を維持させていくことが可能となるよう、きめ細かな配慮が必要。

障害児の通学支援や放課後支援については、本人はもとより、その家族の負担を軽減するという観点から支援が必要。

【主な取組みの方向】

生活圏域において障害者にとって魅力ある日中活動拠点づくりに取り組むとともに、増加する特別支援学校在校生のニーズに対応するため、通学支援と放課後支援対策のしくみづくりを進める。

障害者地域作業所が円滑に地域活動支援センター等に移行することができ、その機能・役割を維持・発展していけるためのしくみづくり

移行へのハードルが高い小規模な作業所などの運営が立ち行かなくなり、利用者の「居場所」が地域から失われることがないようにするためのしくみづくり

障害児が安心して通学し、いきいきと日中の時間を過ごせるようにするためのしくみづくり

イ いきがい活動支援プロジェクト

【現状】

身近な地域の活動団体などにおいて、障害がある人も、ない人も、共にスポーツやレクリエーション、音楽や絵画などを楽しむことが望まれるが、そうした環境は必ずしも整っていない。

【主な課題】

地域において、スポーツ、文化、芸術など様々な分野で活動する団体のリーダーなどに、障害に対する理解を深めてもらうとともに障害特性に伴う配慮などの知識を習得してもらい、障害者と自然に交流を深められるようにすることが必要。

【主な取組みの方向】

障害者が地域で文化活動やスポーツなどに参加しやすくなるように機会の創出と人材育成を進める。

地域の余暇活動団体のリーダー等に障害に関する理解が広まり、障害者が地域の人々と共に生きがいづくりができるようにするためのしくみづくり

（3）ささえあい

ア バリアフリー推進プロジェクト

【現状】

鉄道駅舎のバリアフリー化について、バリアフリー新法の基本方針では、「平成22年度までに一日当たりの平均的な利用者数が5千人以上である駅について、高低差5メートル以上の駅をはじめとした段差の解消」を目指すとしている。

県では、これを踏まえ、優先的に整備が必要な駅舎として、平成22年度までに243駅のバリアフリー化を目指す目標を設定し、平成20年度までに229駅が整備されている。

駅舎へのエレベーターの整備は、障害者だけでなく、高齢者や妊婦、乳幼児、病人なども含め、だれもが利用しやすい駅の実現に寄与している。

【主な課題】

優先駅については一定の整備が進んだが、今後、高齢化が一層進む中で、駅舎のバリアフリー化の必要性はますます増大することから、さらなるバリアフリー化の推進を図っていくことが必要。

さらに、駅がバリアフリー化されても、乗車駅に至るまで、あるいは下車駅から先の移動ができなければ目的地には到達できないため、障害者等の移動の円滑化を継ぎ目なく確保できる街づくりを推進することが必要。

また、ハード面と併せて、ソフト面でのバリアフリー化を推進していくことも必要。

【主な取組みの方向】

「福祉のまちづくり」推進のため、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を進める。

障害者、高齢者等が自らの意思で自由に移動し、安全で快適に利用できる施設・設備等の整備を促進することにより、「福祉のまちづくり」を推進

だれもが必要な情報に接し、社会参加や安心した生活ができるようなしくみづくり

イ 権利擁護・相談支援プロジェクト

【現状】

成年後見制度については、福祉サービスへの契約制度の導入により利用は増加しているが、親族後見が約80%となっている。

成年後見制度は、財産管理と身上監護からなっているが、日常的な金銭管理等は身上監護に含まれていない。

【主な課題】

親族後見については、将来の問題が残るとともに、現状では親族後見をサポートするしくみがないことから、第三者後見の利用を拡大させていくことが必要。

一方、専門職による第三者後見は、通常、高額な報酬が必要となり、現実的ではないため、実情に見合った形で成年後見制度を利用できるしくみを作っていくことが必要。

【主な取組みの方向】

財産管理と身上監護をバランスよく支援できる利用しやすい成年後見のしくみづくりと相談支援体制の拡充を進める。

障害者や高齢者の権利を守り、家族が必要以上の負担を負うことがない成年後見と相談支援の担い手の養成及び利用のしくみづくり